

Ⅱ 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 海外投資等損失準備金 (措法55①、68の43①、旧措令32の2②、改正措令附則29①)</p> <p>(措令32の2⑩、39の72⑦、旧措令32の2⑩、39の72⑦、改正措令附則1七)</p>	<p>○ 資源開発事業等の対象となる資源の範囲から蛍石が除かれました。</p> <p>○ 特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を有しないこととなった場合の益金に算入する金額の計算について、所要の整備が行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平18.4.1以後に取得をする特定株式等について適用され、同日前に取得をした特定株式等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平18.5.1から施行されます。</p> <p>—</p>
<p>(2) 金属鉱業等鉱害防止準備金 (措法55の5①、68の44①)</p>	<p>○ 適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(3) 特定災害防止準備金 (旧措法55の6①～⑤、68の45②～⑤、旧措令32の4①⑨～⑫⑬、39の74⑥～⑨、旧措規21の5⑤～⑧、22の47⑤～⑧、改正法附則109④⑤、135④⑤、改正措令附則29②③、42①②、改正措規附則17①、22①②) (措法55の7①、68の46①)</p>	<p>○ 廃棄物最終処分場の最終処分災害防止費用に係る特定災害防止準備金の措置が、独立行政法人環境再生保全機構に対する維持管理積立金に係る特定災害防止準備金の措置に統合されました。</p> <p>○ 維持管理積立金に係る特定災害防止準備金について、適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平18.4.1前に信託契約を締結している法人の同日以後に終了する事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(4) ガス熱量変更準備金 (旧措法56の2、68の49、旧措令32の6、39の77、旧措規21の8、22の50、改正法附則109⑥、135⑥、改正措令附則29④、42③、改正措規附則17②、22③)</p>	<p>○ 適用期限(平成18年3月31日)の到来をもって廃止されました。</p>	<p>平18.4.1前に届出を行った熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(5) 保険会社等の異常危険準備金 (措法57の5①、68の55①、措規21の12①、22の56①、改正法附則1十一、109⑦、135⑦)</p>	<p>○ 適用対象に、少額短期保険業(損害保険業に限ります。)を行う法人の火災保険等に係る異常危険準備金が追加(積立率2%)されました。</p>	<p>保険業法等の一部を改正する法律の施行の日(平18.4.1)以後に開始する事業年度等分の法人税について適用されます。</p>
<p>(6) 社会・地域貢献準備金 (措法57の9、68の58の2、措令33の8、39の85の2、改正法附則1)</p>	<p>○ 日本郵政株式会社が、積立期間(平成19年10月1日から平成29年9月30日又は積立金額が最初に1兆円に達した日のいずれか早い日までの期間をいいます。)内の日を含む各事業年度において、日本郵政株式会社法第6条第3項に規定する社会・地域貢献資金の交付に備えるため、一定の金額を社会・地域貢献準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は損金の額に算入するという制度が創設されました。</p> <p>また、積立期間の末日を含む事業年度終了の日の翌日から10年を経過した日を含む事業年度以後の各事業年度において、社会・地域貢献準備金の金額を10年間で均等に取崩すこととされました。</p>	<p>積立期間内の日を含む事業年度等分の法人税について適用されます。</p>
<p>(7) その他 (措法55①、55の5①、55の6①、55の7①、57①、57の5①、57の6①、57の7①⑤、57の8①、58①②、61の2①、61</p>	<p>○ 会社法の制定に伴い、各準備金制度における準備金を積み立てる方法について、適用する事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分として積み立てる方法が追加されました。</p>	<p>平18.5.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業</p>

の3①、68の43①、68の44①、68の45①、68の46①、68の50①、68の55①、68の56①、68の57①⑤、68の58①、68の61①②、68の64①、68の65①、改正法附則1六八、109①③、111、135①③、136

年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。

Ⅲ 交際費等の課税の特例に関する改正

〔制度の概要〕

この制度は、法人が昭和57年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除きます。）において支出する交際費等の額（資本又は出資の金額が1億円以下の法人にあっては、交際費等の額の年400万円以下の部分の10%相当額と年400万円を超える部分の金額の合計額）は、損金の額に算入しないというものです（旧措法61の4）。

〔改正の内容〕

(1) 交際費等の範囲の改正

飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）であって、その飲食等のために要する費用として支出する金額をその飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が5,000円以下となる費用が交際費等から除かれました（措法61の4③二、措令37の5①）。

(2) 適用要件

上記(1)の規定の適用を受けるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存していることが必要です（措法61の4④、措規21の18の2）。

- イ その飲食等のあった年月日
- ロ その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ハ その飲食等に参加した者の数
- ニ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又はその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- ホ その他参考となるべき事項

(3) 適用期限の延長

適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました（措法61の4①）。

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(3)までの措置に準じた改正が行われています（措法68の66、措令39の94、措規22の61の2）。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)及び(2)の規定は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則102）。
- (2) 改正の内容の(4)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成18年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則137）。